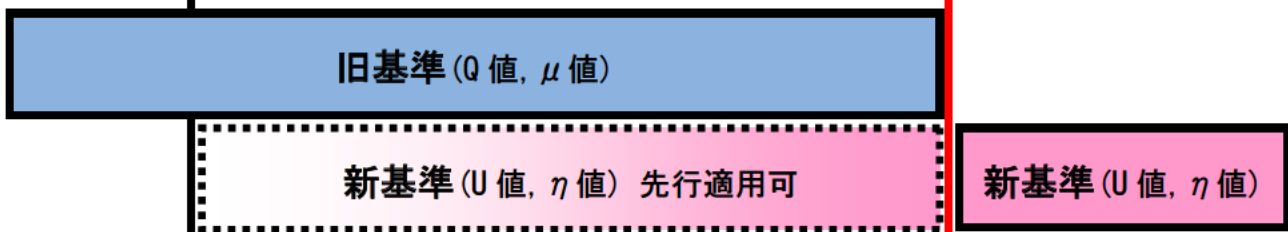


平成27年4月1日から 長期優良住宅の 省エネの基準が変わります。

- 改正省エネ基準の適用は次のとおりです。

H26. 2. 25

H27. 4. 1



※ H27.3.31 までに申請された計画は旧基準の適用可能です。

※ H27.3.31 までに発行された適合証や性能評価書が旧基準である場合は、長期優良住宅認定申請も H27.3.31 までに手続きする必要があります。

※ 旧基準により認定を受けた計画の変更認定は旧基準でも適用可能です。

※ 新基準では 5-2 一次エネルギー消費量等級は長期優良住宅の認定基準の対象外です。

お問い合わせは、下記、申請窓口へ

住宅の建築場所	申請窓口	電話番号
・いなべ市 ・木曾岬町 ・東員町	桑名建設事務所 建築開発室	0594-24-3667
・※亀山市 ・菟野町 ・朝日町 ・川越町	四日市建設事務所 建築開発室	059-352-0684
・多気町 ・明和町 ・大台町	松阪建設事務所 建築開発室	0598-50-0587
・伊勢市 ・玉城町 ・度会町 ・南伊勢町 ・大紀町	伊勢建設事務所 建築開発室	0596-27-5210
・鳥羽市 ・志摩市	志摩建設事務所 建築開発課	0599-43-9651
・※伊賀市 ・※名張市	伊賀建設事務所 建築開発室	0595-24-8239
・尾鷲市 ・紀北町	尾鷲建設事務所 建築開発課	0597-23-3546
・熊野市 ・御浜町 ・紀宝町	熊野建設事務所 建築開発課	0597-89-6148

※ 亀山市、伊賀市、名張市の住宅で建築基準法第6条第4号に該当するもの(県が許可したものは除く)については、各市の担当窓口にお問い合わせください。

※ 桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市については、各市の担当窓口にお問い合わせください。

三重県県土整備部住宅課
TEL: 059-224-2720
FAX: 059-224-3137
mail: jutaku@pref.mie.jp